

令和2年12月3日

厚生保健委員会

健康福祉部健康医療課

新型コロナウイルス感染症患者輸送業務委託に係る予算流用について

1 目的

医療機関や軽症者等宿泊療養施設への入院・入所に伴う患者の搬送業務を委託することにより、感染拡大時における保健所の即応体制を整備するもの。

2 背景

- ・現在、医療機関若しくは軽症者等宿泊療養施設において療養する新型コロナウイルス感染症患者等の搬送を職員が行っている。
- ・国からは、今後の感染拡大時において、保健所職員が検体採取や疫学調査、入院調整などの専門性の高い業務に専念できる体制整備が求められている。

3 事業内容

実施期間 令和2年12月1日から令和3年3月31日まで

対象者 自家用車の利用など、単独での移動手段を持たない感染症患者

業務内容 感染症患者の自宅から入院する医療機関までの搬送

入院中の医療機関から軽症者等宿泊療養施設までの搬送

搬送能力 1回あたり最大3人

搬送体制 平常時1台、最大2台

※緊急対応及び医療機関等との連絡調整のため市職員1名が同乗

4 流用額 4,614千円

委託料 4,614千円

(単位：千円)

事業名	現計予算	予算残額	流用額
PCR検査センター設置運営事業	14,272	14,006	▲4,614
医療調整本部事業	13,356	11,046	4,614

5 流用について

冬季の新型コロナウイルス感染症流行に備えるため流用するもの。

なお、流用した金額は、11月議会の補正予算議決後、流用戻しを実施する。